



Title	日明関係史研究の最前線と教科書記述
Author(s)	齊藤, 誠; 社, 雨霏; 丸岡, 大祐 他
Citation	大阪大学歴史教育研究会 成果報告書シリーズ. 2017, 14, p. 1-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/62147
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日明関係史研究の最前線と教科書記述

斉藤誠・杜雨霏・丸岡大祐・八木啓俊

はじめに

1980年代になると、ともすれば自明視されがちであった一国史・国民国家史の枠組みを相対化しようとする動きが本格化した。なかでも、中央ユーラシア史、海域アジア史、北東アジア史など、とくにアジア史の側から、より広域の地域を含みこんだ歴史像が提示されるようになってきている。こうした動向にともなって、「日本という一国史を理解するための補助具」という地位にとどまっていた日本対外関係史へも批判が高まり、現在では日本から見たアジア、アジアから見た日本、という双方向からの視点で研究が急速に進展している。

一方、高校で使われている日本史の教科書は、旧来の理解にとどまっている箇所が散見される。そこで本稿では、日本史教科書の中で改めるべき点はどこか、あるいは、教科書に直接記述しないとしても、教える側の教員が押さえておくべき点や新たな視点にはどういったものがあるのか、という点を提示する。

では、具体的にはどのような成果が出されているのであろうか。それらを逐一あげる事はできないが、幸いにもその成果を踏まえた3冊の研究入門書・概説書が近年相次いで刊行されている。一つは桃木至朗が編者となっている『海域アジア史研究入門』[桃木編 2008]、もう一つは羽田正らが書いた『東アジア海域に漕ぎ出す1—海から見た歴史』[羽田編 2013]、そして昨年、村井章介らがまとめた『日明関係史研究入門—アジアのなかの遣明船』[村井他編 2015]である。この3冊は14～16世紀の東ユーラシア史、また日明関係史の現段階での到達点を示していると言える。

本稿ではこれらを参照しつつ、特に研究の進展が著しく、歴史像が刷新されている事項として、倭寇・冊封・勘合・寧波の乱の四つを取り上げる。このうち勘合を除く三つは、『詳説日本史B』¹では太字ゴシックとなっており、生徒が覚えなければならない事項とみなされている。また、冊封が朝貢と対となる中国王朝の外交の根幹にあることは言うまで

¹ [笹山・佐藤・五味・高埜ほか 2016]。

もなく、やはり重要な事項であると言える²。

以上のことから、上述の四つの事項・概念について、最新の研究成果を踏まえて旧説との比較の視座を提示したい。そして、それらを総合して、現在の教科書記述で改めるべき点を訂正する。

第1章 倭寇

(1) 「倭寇」をめぐる研究史

まずは「倭寇」に関する研究史を概観しておきたい。早くも1960年代、田中健夫は、朝鮮側史料に見える「三島の倭寇」なる表現から、前期倭寇が対馬・壱岐・松浦半島の日本人からなっていたことを指摘した³。80年代になると、高橋公明によって、15世紀後半に朝鮮半島南辺に現れる「水賊」の行動は、倭服を着て倭語を操るなど、倭人との密接な交流抜きには理解しがたく、その実体は済州島の海民が多かったと見られることが指摘された⁴。また、90年代に田中は改めて、倭寇の主力は日本人と高麗・朝鮮人との連合した集団あるいは高麗・朝鮮人のみの集団であり、保有する船舶・馬匹の多くは現地で調達したものであると主張している⁵。

一方、韓国の李領は、倭寇関連史料の『高麗史』は客観性及び信憑性の高い史料であったと主張し、〈倭寇=高麗・朝鮮人主体〉論を批判している⁶。氏は、倭寇の正体を日本人として一元的に理解する姿勢を一貫して崩していない⁷。

こうした見解の対立を受けて、村井章介は、現在の国境や国民概念に基づいて倭寇の民族性や前近代の国境を論じることを強く批判し、「国境をまたぐ地域」という新しい視角を提起した⁸。国境をまたいで様々な出自の人々が寄り集まり、国家の側から見て悪事を働いていたものたちが「倭寇」と呼ばれた、という倭寇の多義性・多民族性への認識が示されたのである⁹。この見解は今日では広く受け入れられているものである。

村井はまた、「境界人」という概念も提示している。氏によれば、「倭」という漢字の意

² 山川出版社の日本史、世界史の教科書には「冊封」についての説明がない。一方、東アジア史を重視し、「未来の市民たち」に必要な知識や考え方を伝える、日本史を含む世界史教科書である [大阪大学歴史教育研究会編 2014] には簡潔にして明瞭な冊封・朝貢についての解説が付されている [大阪大学歴史教育研究会編 2014、96-97 頁]。

³ [田中 1966、14-18 頁]。

⁴ [高橋 1987、5-8 頁]。

⁵ [田中 1997、10-12 頁]。

⁶ [李領 1999、193-258 頁]。

⁷ [橋本・米谷 2008、82 頁]。

⁸ [村井 1993、5-7 頁]。[村井 2013、126-128 頁]。

⁹ [須田 2015、45 頁]。

味は「日本」と相対的に区別される、九州西北地域を中心とする境界空間の名であるという。そうした境界空間において、当時の日本中央政府である幕府の支配力は弱く、九州西北地域を中心とする「倭」の空間は半ば自立した交易や海賊の基地となっており、海賊行動の策源地となりやすい政治的条件を備えていた。また、済州島や朝鮮半島南辺、さらに舟山諸島など中国沿海の海民たちのあり方は、境界空間における倭人と非常に似たものであり、彼たちが連合する事態が生じた。このような交じり合いが、民族的には異なる出自を持つ人々を、同様に「倭」あるいは「倭寇」の名で呼ぶ状態をもたらした、というのである。

国家のはざまを生活の場とし、異なる国家領域を媒介することで生きる人々が、戦乱、飢饉、政変、貿易途絶などの特定の状況下で、海賊行為に走った。「倭寇」を実体に即して探っていくことにより、「境界人」の風貌が見えてきたのである。

このような見地に立てば、本質的には、前期倭寇と後期倭寇に違いはないとも言える¹⁰。とはいえ、両「倭寇」の活動地域や海賊行動の内実などは少なからず異なっていた。両者の同質性を踏まえつつ、本章では以下、前期倭寇・後期倭寇それぞれの実態を概観することとしたい。

(2) 前期倭寇と後期倭寇

橋本雄と米谷均は、前期倭寇を均一かつ同質に捉えてきた研究史を批判している¹¹。前述のように、普段は「境界人」として国家のはざまに生きる人々が、戦乱、飢饉、政変、貿易途絶など特定の状況下で海賊行為に走った時それが中国や朝鮮（高麗）の官憲によって「倭寇」と呼ばれていたのである。その構成員には対馬・壱岐・肥前松浦の三島の住民もいたし、中国沿海部の舟山地域の海民や済州島・朝鮮半島の住民もいた。前期倭寇とは多様な集団だったのである¹²。

前期倭寇は、明朝永楽帝の採った海禁・朝貢体制、あるいは朝鮮王朝の採った倭寇懐柔政策により、徐々に息を潜めていった¹³。だが、16世紀に入ると、東アジア海域において激しい変動が起こった。明朝は1430年代から巨大な国家プロジェクトの負担によって財政難に陥っており、農村部も疲弊していた。さらに、1440年代頃からはユーラシア全域で寒冷化が進み、中国大陸でも天災や飢饉が頻発した。また、内陸アジアでは、明朝の朝貢貿易の拡大に対する抑制により、土木の変が起こった¹⁴。これによって、明朝の対外政策は

¹⁰ [村井 2013、142-143 頁]。

¹¹ [橋本・米谷 2008、82 頁]。

¹² [橋本 2014、43-44 頁]。

¹³ [橋本・米谷 2008、84 頁]。

¹⁴ 遊牧国家のオイラトがムスリム商人と結んで朝貢貿易の拡大を求めたが、明朝がそれを抑制しようとした。それを不満としたオイラトは1449年大挙して侵攻し、土木堡で正統帝（英宗）を捕虜とした。

完全に守勢に回り、海域アジア諸国との朝貢貿易もつとめて抑制するようになった¹⁵。同時代の日本も応仁・文明の乱に始まる内乱などにより、政治危機に陥っていた¹⁶。

明では、税金の銀納が定められていたことや、国内採掘銀の低迷を背景として、海外の銀に対する所望熱が高まっていた。日本では、石見銀山の再開発及び灰吹法の導入により、銀生産が飛躍的に向上した¹⁷。こうして日中双方の利害が一致した結果、日本銀と中国生糸を交易する中国民間船が日本へ来航した。この民間船こそ、後期倭寇の母胎であったと考えられている¹⁸。

王直に代表される倭寇集団による東南アジア―東アジア密貿易のルートも形成された。ポルトガル人私商人もこのルートを利用して、密貿易を展開した。スペイン出身のキリスト教の宣教師であるフランシスコ・ザビエルも同様のルートを利用して日本に入ったことが指摘されている¹⁹。このようにして16世紀の大倭寇時代の幕が開かれた。

後期倭寇は、多様な民族や階層、生業集団が活躍した16世紀の前・中期の東アジア海域の象徴的存在であった²⁰。ここで「倭寇」と表現した理由について、中島楽章は、彼らが国家の側について敵対する賊軍を討伐することもあるなど、極めて流動的な存在であり、官軍と倭寇の境界が非常に曖昧であるからだと説明する²¹。後期倭寇の実態は、ポルトガル人、朝鮮人、中国人、日本人などといった母語や民族、出身地を異にする者が雑居連合した海上集団であったと考えられている²²。また、16世紀の中国東南沿海部の「倭寇」に加わった日本人海賊とは、領主権力によって高度に組織化された海賊・水軍勢力ではなく、九州北部から瀬戸内海西部にかけて存在した「海の雑兵」というべき雑多な下層民が主流であったとも中島は論じている²³。

橋本は、大内氏滅亡以後に派遣された別系統の遣明船もまた、密貿易を行う「倭寇」と紙一重の存在であったことを指摘している²⁴。1560年代末から1570年代初頭にかけて、朝貢貿易の破局的状況に対して、明朝政府は明初以来の朝貢／海禁政策を大幅に緩和し、海域と内陸の双方において、「互市」などの民間貿易を合法的に行うルートを開き、対外貿易システムを再編することになったのである²⁵。

¹⁵ [中島 2013、115 頁]。

¹⁶ [中島 2013、115-116 頁；村井・橋本 2015、11-12 頁]。

¹⁷ [村井 1993、163-168 頁；村井 2013、246-253 頁]。

¹⁸ [橋本・米谷 2008、84-85 頁]。

¹⁹ [村井・橋本 2015、18-23 頁]。

²⁰ [中島 2013、123-124 頁]。

²¹ [中島 2013、124 頁]。

²² [橋本・米谷 2008、86 頁]。

²³ [中島 2013、125 頁]。

²⁴ [橋本 2014、67-68 頁]。

²⁵ [中島 2013、144 頁]。

(3) 小括

以上述べてきたことをまとめておこう。13世紀から14世紀にかけて、海と国境を超えた交流と東アジア全体で頻発した内乱が前期倭寇発生の原因になった。こうした背景を考慮に入れることによって、前期倭寇が多様な人間集団によって構成されていたことをよく理解することができる。一方、後期倭寇もまた、16世紀の社会状況を背景にして形成された多様な民族・集団が雑居連合した海上集団であった。彼らは東南アジアと東アジアを結び、物流の規模を拡大したと考えられている。

14世紀から16世紀にかけての時代は、国境を超えたヒト・モノ・情報の往来が活発になる時代であった。前期倭寇と後期倭寇は共にこのような状況下で生まれた。その状況を促すことを通して、東アジア海域を「世界史」と結びつける役割を前期倭寇と後期倭寇が果たしたと言えるのではないかと我々は考えている。

第2章 勘合

(1) 勘合とは何か—従来の学説

本章では、日明貿易で使用された勘合の形状や役割などに関する従来の見解と、近年における研究成果について概観する。

勘合とは、割り印を押した証明書で、中国の明清時代に広く使われた公文書の一種を指す²⁶。1383年（洪武16年）から、明朝政府は外交使節の往来の管理のために、国内でこれまで広く使用されていた勘合を国家間の往来にも適用させた。それゆえ、日明貿易において、遣明船は明朝から交付された勘合を所持することが義務づけられるようになり、日明貿易は研究上「勘合貿易」と呼ばれるようになったのである。当時の日本社会においては、外交権は貿易権益として認識され、日本国内の諸勢力は、室町幕府が有する貿易権益としての外交権に関心を持っていた。橋本が論じているように、中国との外交権は、当時の室町幕府の政治的求心性の根源のひとつであったといえる。そして、その室町幕府の外交権を担保していたのが日明勘合であった。室町幕府がこの日明勘合を独占している限り、貿易を行うことを希望する勢力は、明と貿易を行う上で必要な勘合を得るために室町幕府に働きかける必要があったのである²⁷。このように、日明貿易、さらには室町幕府と日本国内の諸勢力との関係において重要な位置を占めた勘合であったが、皇帝が変わるごとに新しい勘合が交付され、未使用の旧勘合は明朝政府に返納されなければならなかったため

²⁶ 橋本は、「勘合符」という用語が学术论文で使用されていることを指摘し、「勘合符」という用語は江戸時代に作られた造語であり、妥当な呼称ではなく、当時の中国と日本における史料の表現に従って、「勘合」と呼ぶべきであると主張している [橋本 2015、483 頁]。

²⁷ [橋本 2013、27 頁]。

(使用済みの勘合は明朝政府に回収された)、日明貿易で使用された日明勘合の実物は日本国内には残っておらず、まだ発見されていない。

実物こそいまだ発見されていないが、日明勘合の内容、形状、役割などに関してこれまで様々な議論がなされており、近年の研究では、日明関係史の観点からだけでなく、中国の公文書研究の観点からも日明勘合を捉える動きが生じている。さらに、勘合は日本のみならず、シヤムやチャンパー、マラッカなどにも交付されており、つまるところ日明勘合を見直すことは、日明関係史研究だけでなく、中国の公文書研究、ひいては明代の東アジア国際秩序研究にもつながる可能性を持っていると言える。では、近年の日明勘合研究ではどのような議論がなされているのだろうか。その具体的な内容に触れる前に、従来日明勘合はどのように捉えられてきたのかを本節で記しておく必要があるだろう。

これまでの日明勘合研究では、大正時代に勘合研究を行っていた栢原昌三による見解が有力であった。栢原は、日明外交の記録である『戊子入明記』に載せられている「勘合料紙印形」(本字勘合²⁸)を手がかりに(図1)、勘合は、縦約82cm、横約39cmと縦長で、横紙や木竹を半切りした程度の割り札や割印のようなものであったという見解を示した。また、氏によれば、使節の一行や進貢品の数量などを記した文書である「別幅」は、遣明使の携帯する勘合の裏面に記載されたという²⁹。

一方、田中健夫は、勘合の大きさは縦約82cm、横約36cmであったと推定している。氏によれば、縦約82cm、横約73cmの料紙の中央に「本字壹号」という印章が押され、その印が押された料紙は中央から折半されて、左側は日本側の勘合となり、右側は明側の底簿として、日本側の使節が所有している勘合と照合する際に使用されたという。あるいは、「本字壹号」の印章そのものを中央から折半して、左右2つの印章を作成し、先と同じく縦約82cm、横約73cmの大きさの料紙2枚にそれぞれ押して、左印が押された料紙は勘合として、右印が押された料紙は底簿として使用されたのだという³⁰。

栢原・田中による勘合の形状に関する見解をまとめると、以下の通りになる。まず、勘合は、大きさが縦約82cm、横約36cm(39cm)であり、縦長の割り札あるいは割印のようなものであった。次に、「別幅」は勘合の裏面に記載された。田中の議論は栢原の議論を押し進めたものであったが、田中も栢原も、勘合の形状を推定する上で最も重視していた史料は『戊子入明記』であったことに違いはなかった。これらの栢原らの見解は通説とされ、『戊子入明記』に載せられている「勘合料紙印形」は勘合として中学や高校の歴史教科書などに掲載されてきた。しかし、本節の冒頭でも述べた通り、近年の勘合研究では、日明関係史以外の観点から日明勘合を見直そうとする動きが生じている。その具体的な動きについては次節で述べよう。

²⁸ 日本の遣明使は「本字勘合」を携行して明に渡航し(底簿は明朝が所有)、明から日本への使節は「日字勘合」を携行して日本に渡航した(底簿は室町幕府が所有)[橋本2013、31-32頁]。

²⁹ [栢原1920]

³⁰ [田中1960、77-78頁]。

(2) 近年の研究動向

伍躍は、栢原や田中らの勘合理解には問題点があることを指摘し、中国の文書制度研究からのアプローチが必要であると主張した。氏が述べているように、日明勘合の前身は既に宋・元の時代から存在していた。さらに、明の時代が終わり清の時代に入っても、勘合は官僚の赴任や出張の際に身分証明として使用されていた³¹。つまり、勘合・勘合制度は明代にはじめて登場したのではなく、宋から元、明、さらには清代まで継承され、発展を遂げてきたものなのである。それゆえ、日明勘合は日明関係史の文脈のみならず、中国文書制度史の文脈からも把握することが求められるのである。

かかる視角に立って、伍躍が栢原らに対して示した批判は以下の通りである。一点目は、栢原らが参照した『戊子入明記』所載の勘合には、発行官庁の官印が押されていない点である。中国の文書制度においては、官庁が発行した文書には、文書を発行した官庁の官印が押されなければならない。勘合の場合、明朝の外交を担当した礼部の官印が押されなければならないが、栢原らが提示する勘合にはそれを確認することができない。

二点目は、折半されている「本字壹号」という文言は、勘合の上に付けられている番号である「字号」（伍躍によれば、現代の免許証や保険証の番号と同じようなもの）であり、勘合そのものを示すものではないという点である。字号である「本字〇号」の〇の番号の部分（「本字壹号」の場合は「壹」）は押印ではなく、手書きされていた。文書の偽造を防ぐため、番号が手書きされた字号の上に、発行した官庁の官印が押されたという。

三点目は、栢原らが提示した勘合では、新旧勘合の区別ができないという点である。前節でも触れたように、勘合は中国皇帝の代が代わるごとに新しい勘合と取り換えられたが、栢原らが提示した勘合では、勘合がどの皇帝の時代のものなのかを判別することができない。

四点目は、中国の文書制度においては、原則として文書の裏面は使用できないという点である。したがって、別幅が勘合の裏面に記載されたとする栢原らの見解には従いがたいとする³²。

伍躍は以上の批判を加えたうえで、清代に実際に使用された勘合の調査を行い（図 2）、結局のところ、『戊子入明記』に載せられている「勘合料紙印形」は勘合の一部を取り上げたものに過ぎなかったということ、そして、勘合には使節の名前や人数、進貢品の数、同行する船の隻数などを詳細に記されなければならなかったため、日明勘合は従来考えられていたよりも大きなサイズのものであったことを指摘している³³。伍躍の日明勘合研究は、中国文書制度史の観点から日明勘合に切り込んだという点で非常に画期的で、説得力を持っていると言える。

日本対外関係史の橋本雄は、伍躍の議論に賛意を示し、伍躍と同様に清代に使用された

³¹ [伍躍 2001、134-135 頁]。

³² [伍躍 2001、128-133 頁]。

³³ [伍躍 2001、139 頁]。

勘合の調査を行い、日明勘合の復元図を作成した（図3、図4）。橋本は、日明勘合の大きさは縦約80cm、横約100cmであったと推定し、勘合を割り札や割印のようなものであったと捉えることは不可能なのではないかと論じている³⁴。

(3) 小括

伍躍と橋本の日明勘合に関する見解を簡潔にまとめると、以下の通りになる。『戊子入明記』に載せられている「勘合両紙印形」は、日明勘合の一部（字号）をクローズアップしたものにすぎなかった。日明勘合の大きさは縦約80cm、横約100cmであったと推定され、従来考えられていたよりも大きなサイズであったと考えられる。それゆえ、日明勘合を単なる割り札や割印のようなものとして考えることは難しい。さらに、勘合の表面には遣明使節団の構成や進行品、同行する船の隻数などを詳細に記さなければならなかったため、日明勘合は使節の通行証明書として機能しただけでなく、貿易許可証や重要な外交文書としても機能したと考えるのが妥当である。

従来は日明関係史からのアプローチのみで日明勘合を論じる傾向が強かったが、伍躍らの研究成果は、中国の文書制度研究に負うところが大きく、勘合の具体像により迫るために、日明関係史の枠を超えて日明勘合を考える必要性を提示していると言える。さらに、伍躍と橋本は、明朝が日本だけでなくシャムやチャンパー、マラッカなどにも勘合制度を課したことを指摘しており、本章の冒頭でも述べたように、勘合研究は日明関係史や中国の文書制度史だけでなく、当時の明代の東アジア国際秩序を理解する上でも重要な存在になる可能性を秘めている、と言えるのではないだろうか³⁵。日明勘合の実物の発見など、現時点においても日明勘合研究における課題は少なくないが³⁶、日明勘合研究は着実に前進しているのである。

第3章 冊封

(1) 明代史の進展

本章では冊封を取り上げ、近年の研究成果を参照しつつその実態を概観する。近年、足利義満の冊封をめぐる新たな成果が出された。それは明朝の成立とその政策がどのよう

³⁴ [橋本 2015、487-488 頁]。

³⁵ [伍躍 2001、124 頁；橋本 2008、327 頁]。

³⁶ 例えば、既に江戸時代には勘合が割り札・割印ではなく文書であったという認識が存在していたことが指摘されている [中川著、孫・村松編 1966、138 頁]。それにも関わらず、なぜ栢原らの見解が最近まで有力だったのか、という点を追究していくことも、研究上有益であると考えられる。

な背景に基づいて行われていたのかに対する理解の進展と軌を一にしている。そこで、まずそうした明代史の議論を確認し、それを踏まえて足利義満の冊封問題を考えることとしたい。

現在、明初の諸政策をグローバルな動きの中で捉え直そうと試みているのは、中島楽章である³⁷。氏の述べる通り、14世紀半ばはユーラシア全域にわたる寒冷化、そしてそれに伴う飢饉・洪水・疫病の時代であった。いわゆる「14世紀の危機」である。そうした中でモンゴル帝国は解体し、元朝は中国支配を放棄した。高麗と陳朝は衰退し、日本でも長い南北朝の動乱が続いた。このような状況を受けて成立した明朝は、危機に対処するための諸政策を実施した。高校世界史で学習する里甲制と朝貢・海禁政策はこの文脈で捉えられる。里甲制は自給性の強い完結的な農村社会を基盤にし、国家による社会経済の統制を企図したものであった。朝貢・海禁はそうした国家による経済統制を対外通商にまで拡大したものと理解されている。

このように、当初の明の政策は遠心化・多元化した周辺地域を求心的・一元的な秩序に再編することを企図したものであった。こうして中国皇帝による周辺国王の冊封と周辺国による朝貢を基盤とする朝貢体制がつけられていったのである³⁸。

(2) 義満の冊封

一般に冊封とは、中国皇帝の徳を慕って朝貢してきた周辺の君主や首長に称号やアイテムを授与して臣下として位置づける行為を指すが、その冊封についての理解が近年改められつつある。それと時を同じくして、足利義満の冊封に関しても新たな学説が提示された。

通説では、足利義満は建文帝によって1402年(建文4年)に冊封されたとされている³⁹。前年に足利義満は「日本准三后道義」の名で遣明使を派遣した⁴⁰。これに対する詔には「爾日本国王源道義」とあり、これをもって明は足利義満を日本国王と認知したとされてきた。また、このとき明は、自国の暦である大統暦を下賜している。これは蕃王、つまり周辺国の君主が天子の支配下に入ったことを示す象徴的なアイテムである、と解釈されていた。このように、建文4年に足利義満は冊封された、というのが通説であった。

この通説に異を唱えたのが檀上寛である⁴¹。氏によれば、洪武帝・永楽帝の時期における冊封の成立には、印章と辞令書(一種である誥命(こうめい))の一对の授与が必要であ

³⁷ [中島 2011]。

³⁸ [中島 2011、10-11 頁]。

³⁹ [高橋 1985 ; 田中 1966]。

⁴⁰ その時の正使は祖阿、副使は肥富、という項目は大学入試でも必ず覚えなければならない事項であろう。後述するように、この遣明船には大きな意義を見出しがたいこと、正使と副使を正確に暗記し、それを正誤問題形式で問うことの教育的価値はきわめて低いため、当該事項は教科書記述より削除するのが妥当と考える。

⁴¹ [檀上 2013]。

った⁴²。また、国王号は単に敬称である場合もあり、国王号が与えられているだけでは冊封の根拠としては不十分であることも指摘している⁴³。さらに檀上は、冊封について体系的に論じるために朝鮮との比較・考察をした。その結果、朝鮮には暦を与えたのちに冊封していることが明らかとなり、これによって暦を与えただけでは冊封したことにならないことが判明した⁴⁴。

以上の点から、足利義満は建文4年時点では冊封されていないということ、それはあくまで明がひとまず日本を朝貢国と認定し、将来的に正式に冊封するための布石にすぎなかったということが明らかにされたのである。こうしたことの背景には、当時の明側の状況、すなわち建文帝が後の永楽帝である燕王朱棣の反乱（靖難の役）への対応に苦慮していたという事情あったことが知られている⁴⁵。最終的に1403年（永楽元年）に、永楽帝は日本国王として足利義満を冊封し、印章と誥命を下賜した。

なお、この檀上の説に対しては、橋本が明朝側の制度的認識と日本側の理解を分けて考えるべきことを指摘しているが⁴⁶、概ねこの説は受け入れられていると思われる。

(3) 小括

明代の朝貢体制は、当時の地球環境、すなわち「14世紀の危機」を受けての明の対処の産物であった。このことは、明がなぜ周辺諸国に朝貢を促したのかという点を考える上で必ず押さえておかなければならない事実である。また、朝貢と冊封の区別、朝貢・冊封の体系的理解は、日明関係のみならず、日本対外関係史を通史として考える際にも重要であると言えよう。

第4章 寧波の乱

(1) なぜ寧波の乱なのか

本章では、いわゆる「寧波の乱」を取り上げる。寧波の乱とは、1523年（大永3年・嘉靖2年）、明の寧波において起きた日本遣明船使節団同士の武力衝突事件である。

そもそも高校世界史教科書において、倭寇や冊封、勘合といった語句は登場するものの、「寧波の乱」に該当する語句は登場しない。一方、高校日本史教科書においては、上記3つの語句と同様に、太字ゴシックで重要語句とされている。寧波の乱や日明間をめぐる当

⁴² [檀上 2013、284-288 頁]。

⁴³ [檀上 2013、290 頁]。

⁴⁴ [檀上 2013、290-294 頁]。

⁴⁵ [橋本 2010、112 頁]。

⁴⁶ [橋本 2013]

該期の歴史的推移に対する認識に相違が見られるのである。

このことは、この事件に対する同時代的な認識とも密接に関わっている。すなわち、当時の日本では、これを大内氏と細川氏の争いとして認識していたが⁴⁷、明側やそれに続く清代においては、いわゆる「後期倭寇」の端緒として位置づけられているのである⁴⁸。こうした両者の認識の相違はいかなる事情・背景によって生じたのだろうか。以下述べていくように、このことは単に寧波の乱という一事件に関する問題ではなく、当時の日明関係や海域アジア世界の特質を考える上でも非常に重要なものなのである。

(2) 当時の時代背景

まず、寧波の乱の前提となる当該期の時代状況を押さえておきたい。室町幕府三代将軍足利義満によって開始された勘合貿易は、四代義持の時代になると中断された。橋本雄が指摘するように、これには義持の強烈な神国意識も影響していたが、琉球三山の統一による南島路の活発化や「南蛮船」の来航などにより、勘合貿易に頼らなくても舶来を手に入れることができるようになったこともその一因であった⁴⁹。

勘合貿易は六代義教の時代になると再開されるが、再び活発化するのには八代義政の時代である。当時の幕府財政は逼迫・窮乏しており、莫大な収益が期待できる遣明船派遣事業に目を付けたのである。

そうした幕府の財政状況では朝貢品の調達も不可能であった。そのため義政は、天竜寺に朝貢船を割り当てる代わりに朝貢品の調達をも請け負わせた。さらに、勘合を寺社や大内氏・大友氏などの大名にばら撒くことで勘合礼銭を回収するという新たな方式を生み出した(図5)。図にも示したように、勘合を所持する寺社や大名、実際に遣明船に乗る商人たちなど、日本側の関係者ほぼ全てが収益を上げることができるという、まさに義政の“錬金術”であった⁵⁰。

しかし、このような状況は長くは続かなかつた。まもなく日本の朝貢使節派遣は10年に1回に制限され、定員も厳しく規制されてしまったからである⁵¹。

その背景には、朝貢貿易の規模拡大による明の財政負担増大があった。日本以外の周辺諸国も朝貢使節を多数派遣していたが、特に北方遊牧民族オイラトの朝貢使節は、本来は50名程度が定員であるにも関わらず、2000名規模にまで膨れあがっていた。財政負担軽減のため、明はその削減を図ったが、それはオイラトの反発を生み、1449年にはオイラト軍が国境を越えて侵入し、正統帝を土木堡で捕縛する、いわゆる「土木の変」を引き起こし

⁴⁷ 栢原昌三の研究[栢原 1914-1915]が寧波の乱の先駆的研究であり、大内・細川氏の対立構造で寧波の乱を論じている。この見解は、田中健夫に引き継がれ[田中 1966]、歴史教科書では通説的位置を占めている。

⁴⁸ [山崎 2015、311 頁]。

⁴⁹ [橋本 2014、53 頁]。

⁵⁰ [橋本 2014、54-58 頁]。

⁵¹ [岡本 2008、55 頁；中島 2011、512 頁]。

た。こうして明はオイラトの朝貢使節削減を断念することとなる。以降もオイラトの朝貢使節は増大を続け、1452年には3200人にまで達したのである。

先に述べた日本の朝貢使節派遣の制限は、このようなオイラトの朝貢使節増大、それによる明の財政難への対応策として行われたのである。こうして義政の“錬金術”は破綻することとなり、数少ない遣明船派遣の機会をめぐって大内氏や細川氏が争うという事態が現出する。寧波の乱が発生する前提条件として、以上のような東アジアの国際情勢が存在したのである。

(3) 寧波の乱の虚像と実像

寧波の乱について、山川出版社の『詳説日本史 B』は次のように記述している。

15世紀後半、幕府の衰退とともに、貿易の実権はしだいに堺商人と結んだ細川氏や博多商人と結んだ大内氏の手に移った。細川氏と大内氏は激しく争って、1523(大永3)年には寧波で衝突を引き起こした(寧波の乱)。そしてこの争いに勝った大内氏が貿易を独占したが、16世紀半ばに大内氏の滅亡とともに勘合貿易も断絶した⁵²。

ここでは、寧波の乱は大内氏の勝利に結果したとされ、その後における大内氏の貿易独占の契機として述べられている。このことは実教出版社や三省堂など、他の日本史教科書でも同様である⁵³。しかし、次に掲げる実教出版『日本史 B 教授用指導書』にも詳述されている通り、寧波の乱の実際の展開過程は、決してそのようには捉えられないものであった。

1523(大永3)年の第17次入明船は、大内氏が3隻独占したのに対し、細川氏は驚岡瑞佐・宋素卿を使いとして1隻を仕立て、大内船の1週間後に寧波に到着した。当然のことながら、両者の真偽が問題となったため、宋素卿は市舶司に賄賂を贈って、細川船を優遇させた。このため大内氏側の宗設謙迫は大いに憤激し瑞佐を殺して細川船を焼き払い、さらに素卿を捕らえようとしたが失敗し、帰路沿道に放火乱暴を加えた。この事件は、日本国内の日明貿易をめぐる大内氏と細川氏の覇権争いに中国側の市舶司の不正がからんで発生した事件であるが、多数の中国民衆をまきこむ事件に発展した。中国側は琉球を介して日本側に抗議を申し入れ、犯人の引き渡しを要求するとともに、以後の遣明船の入国を厳しく取り締まった(『日本史 B 教授用指導書』実教出版 87頁)⁵⁴。

⁵² [笹山・佐藤・五味・高埜ほか2016、128頁]。

⁵³ [脇田・大山ほか2014、115頁；青木・深谷・鈴木・木村ほか2011、135頁；荒野・伊藤・加藤ほか2013、72-73頁]。

⁵⁴ [実教出版株式会社編修部編2014、87頁]

先に手を出したのは明らかに大内氏の側であり、大内氏は寧波の乱を引き起こした張本人として窮地に立たされていたのである。大内氏は朝鮮に偽の日本国王使を派遣し、細川氏こそが騒動の原因であるとして明への仲介を求めたものの、失敗に終わっている。一方で明は、琉球を通じて幕府—細川氏に接近し、幕府—細川氏もこれに応じた。対外交渉の面で大内氏よりも優位に立っていたのである。以上のような展開を見れば、寧波の乱を大内氏の勝利と評価できないことは明白であろう⁵⁵。

では、大内氏はなぜその後貿易を独占することができたのだろうか。橋本雄の研究によれば、その鍵は当時の日明両国の状況と、乱後に大内氏が見せた巧みな外交戦略にある。

すなわち、当該期の幕府は分裂しており、足利義晴—細川高国政権に対し、三好元長が足利義維（義植の養子）や細川晴元を擁して挑むという状況にあった。当時の室町幕府は言わば政治的恐慌状態に陥っており、貿易どころではなかったのである。

このような情勢を見た大内氏は、琉球王の即位を契機として琉球と通交し、今後は大内氏が勘合貿易を取り仕切り、琉球と幕府の仲介も大内氏が行うことになったという虚偽の幕命を伝えた。琉球と幕府—細川氏とを遮断したのである。その上で大内氏は、恐慌状態の幕府に接近し、大内氏の遣明船経営権を確約させることに成功したのである⁵⁶。

乱後初めて派遣された遣明船に対し、明側は寧波の乱に関する事情聴取と犯人の身柄引き渡しを求めた。しかし、その遣明船は上述の通り幕府の許可のもと大内氏が単独で派遣したものであったため、明の求めに応じることはなかった。この明側の要求は幕府—細川氏との交渉の際にも挙げられていた項目であり、入貢が拒否されることもありえたが、明は遣明船の礼式の完備と恭順な態度を認めて入貢を認めた。日本側が朝貢の形式を満たし、従順な態度をとるのであるならば、拒否することで日明関係を悪化させるよりも、関係を再構築する方が得策だと考えたのである⁵⁷。

以上の要因によって、大内氏は勘合貿易を独占することができたのであり、決して寧波の乱に勝利し、細川氏を脱落させたことによって独占できたわけではなかったのである。また、そもそも遣明使による暴力事件はこれ以前にも度々発生しており、決して寧波の乱だけが特別にインパクトのある事件ではなかったことも付言しておくべきであろう。

では、単なる一事件に過ぎなかった寧波の乱が、なぜ後世まで重大な事件として明朝や清朝に認識・記憶されることになったのだろうか。この点には、やはり当時の時代状況、国際情勢が密接に関わっている。

寧波の乱によって明の対日感情が悪化したことは間違いなく、以降、日本の遣明使は警戒されることになる。他方、衛所を中心とする明の治安機構が大内氏らの狼藉を防ぐことができず、さらには彼らを取り逃がしてしまったという反省から、軍制の再建が議論されることになった。これが後の嘉靖倭寇期における浙江巡撫の創設へとつながっていく。

⁵⁵ [橋本 2014、66 頁]。

⁵⁶ [橋本 2014、65-67 頁]。

⁵⁷ [山崎 2015、310 頁]。

また、事件の発端となった貿易商人宋素卿のように、倭人と私的に関係を持つ人々の存在が注目を浴びるようになり、非公式に外国と接触を持つ民間勢力に注意の目が向けられるきっかけとなった。宋素卿は後世の史書において王直や豊臣秀吉といった人物と並ぶ重罪人とみなされるようになり、実際には時期にズレがあるにも関わらず、いわゆる後期倭寇と寧波の乱との連続性が強調されるようになるのである。

山崎岳が総括しているように、寧波の乱は、①日本国内における幕府権威の失墜と武力闘争の激化、②明朝の治安機構の形骸化、③国家の枠を超えて関係を取り結ぼうとする海域世界の両国民間の動向、それに対する国家による統制の限界といった諸問題が顕在化した事件であり、それ故に重大な事件として認識されることになったのである⁵⁸。

(4) その後の遣明船

通説では、1551年(天文20年)の大内氏の滅亡によって勘合貿易が終了したとされる。しかし、その後も大友氏や相良氏といった西日本の諸地域権力によって、遣明船を派遣しようとする試みが継続されていたことを見逃すことはできない。このような遣明船は、明側から貢期が異なるなどの理由で入貢を拒否され、結果的には勘合貿易を行うことはできなかった。しかし、もしどこかで入貢が認められていたならば、勘合貿易はなおも継続していたのである。すなわち、大内氏滅亡による勘合貿易の終焉が、あくまで結果論に過ぎないことには十分な注意が払われるべきであろう。

しかも、これらの遣明船は、明に入貢を拒否されたとしても、そのまま日本に帰るわけではなかった。彼らは双嶼諸島などに立ち寄って密貿易を行っていたのである。当該期の遣明船は正式な勘合を所持して入貢を求める一方、入貢できなければ密貿易を行う、という二面性を持ち合わせていた⁵⁹。その意味で、倭寇に近い存在へと変化していたのである。

このような「遣明船≒倭寇」という図式は、寧波の乱が後期倭寇の端緒と見なされるようになった原因を示している。1557年(弘治3年)の大友氏遣明船は、正式な勘合がないことや「日本国王」の表文がないことから拒否され、同乗していた王直らが処刑され、当遣明船も逃げ帰った。また1556年(弘治2年)には、陶晴賢の傀儡として擁された大内義長が、偽の金印(明は本物と認識)を利用して入貢を求めるなど動きを見せている。このような状況は「抗倭図巻」などに反映されており、そこに描かれている倭寇の巨船は当時の遣明船が参考にされ、描かれる旗にも弘治年号が確認できるのである(図6)。

以上のような遣明船と倭寇がほぼ同一に見られる時期の影響が、寧波の乱と重ね合わされたのではないだろうか。

⁵⁸ [山崎 2015、311 頁]

⁵⁹ [鹿毛 2015、109-110 頁]。

(5) 小括

寧波の乱は、単なる一事件に過ぎなかった。しかし、その背景には東アジア情勢の変動があった。さらに寧波の乱が中国にて重大な事件であると考えられるようになったのは、後の後期倭寇の存在であり、倭寇と朝貢船の二面性を持った遣明船の出現にあったのである。

寧波の乱を大内氏と細川氏の争いとのみ理解することは少なからず問題がある。今後、語句の精選の必要がある高校日本史において、国際情勢も含めて寧波の乱を説明することは非常に困難ではあるが、一方で当該期の日明関係や海域世界を語る際には格好の素材となるであり、コラムなどの形で利用することなども視野に入れる必要があるだろう。

おわりに

ここまで倭寇・冊封・勘合・寧波の乱の4つのトピックについて、研究の最前線を提示してきた。倭寇は前期倭寇・後期倭寇ともに、国家の枠に回収されない「境界人」、マージナルマンであった。冊封・勘合に関しては、明朝の制度・事情を踏まえた上での理解が必要であり、それらに対する正確な理解は、日明関係史のみならず、アジア史理解に貢献するものでもあった。

寧波の乱は明朝を取り巻く対外情勢と連動した事件として把握すべきことであるとも指摘した。これらの成果を踏まえて、教科書記述を改訂したものが後掲の訂正案である。

本稿で示したこれらの諸点は、日本対外関係史が、日本を含む東アジア情勢、それも日中韓だけではなく中国の西北・南方方面をも含めた領域の中で考えられるべきものである、ということを改めて我々に認識させるものであると言えよう。そしてこうした考え方は、仮に日本史しか学べないような学習者であっても、「日本史」の中で複眼的視野を涵養する契機となるのではないかと我々は考えている。

参考文献

はじめに

大阪大学歴史教育研究会編

2014 『市民のための世界史』大阪大学出版会。

笹山晴生・佐藤信・五味文彦・高埜利彦ほか

2016 『詳説日本史』山川出版社。

羽田正編

2013 『東アジア海域に漕ぎ出す1—海から見た歴史』東京大学出版会。

村井章介ほか編

2015 『日明関係史研究入門—アジアのなかの遣明船』勉誠出版。

桃木至朗編

2008 『海域アジア史研究入門』岩波書店。

第1章

須田牧子

2015 「倭寇」村井章介他編『日明関係史研究入門—アジアのなかの遣明船』勉誠出版、44-46 頁。

高橋公明

1987 「中世東アジア海域における海民と交流—濟州島を中心として」『名古屋大学文学部研究論集史学』33、1-20 頁。

田中健夫

1966 『増補 倭寇と勘合貿易』至文堂。

1997 『東アジア通交圏と国際認識』吉川弘文館。

中島楽章主編

2013 「せめぎあう海」羽田正編『東アジア海域に漕ぎ出す 1—海から見た歴史』東京大学出版会、107-183 頁。

橋本雄・米谷均

2008 「倭寇論のゆくえ」桃木至朗編『海域アジア史研究入門』岩波書店、80-89 頁。

橋本雄

2014 「東アジア世界の変動と日本」大津透他編『岩波講座日本歴史 中世 3』岩波書店、39-76 頁。

村井章介

1993 『中世倭人伝』岩波書店。

2013 『日本中世境界史論』岩波書店。

村井章介・橋本雄

2015 「遣明船の歴史—日明関係史概略—」村井章介他編『日明関係史研究入門—アジアのなかの遣明船』勉誠出版、3-39 頁。

李領

1999 『倭寇と日麗関係史』東京大学出版会。

第2章

栢原昌三

1920 「日明勘合の組織と使行 (①~④)」『史学雑誌』31-4、5、8、9。

伍躍

2001 「日明関係における「勘合」—とくにその形状について」『史林』84-1、124-143

頁。

田中健夫

1960 「勘合符の形状」『日本歴史』149、75-78頁。

中川忠英著、孫伯醇・村松一弥編

1966 『清俗紀聞』(2) 平凡社。

橋本雄

2008 「日明勘合再考」九州史学研究会編『境界からみた内と外』岩田書院、327-363頁。

2013 『室町「日本国王」と勘合貿易—なぜ、足利将軍家は中華皇帝に「朝貢」したのか』NHK出版。

2015 「勘合・咨文」村井章介他編『日明関係史研究入門—アジアのなかの遣明船』勉誠出版、483-491頁。

第3章

高橋公明

1985 「室町幕府の外交姿勢」『歴史学研究』546、16-30頁。

田中健夫

1966 『増補 倭寇と勘合貿易』至文堂。

檀上寛

2013 「明代朝貢体制下の冊封の意味—日本国王源道義と琉球国中山王察度の場合」『明代海禁=朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術出版会、277-316頁。

中島楽章

2011 「14-16世紀,東アジア貿易秩序の変容と再編—朝貢体制から1570年システムへ」『社会経済史学』76-4、3-26頁。

橋本雄

2010 「対明・対朝鮮貿易と室町幕府—守護体制」荒野泰典他編『倭寇と「日本国王」』吉川弘文館、107-133頁。

2013 「《中華幻想》補説」中島楽章・伊藤幸司編『寧波と博多』汲古書院、231-265頁。

第4章

青木美智男・深谷克己・鈴木正幸・木村茂光ほか

2011 『日本史B—改訂版』三省堂。

荒野泰典・伊藤純郎・加藤友康ほか

2013 『高等学校日本史B—最新版』清水書院。

岡本弘道

2008 「明朝の国際システムと海域世界」桃木至朗編『海域アジア史研究入門』岩波書

店、50-58 頁。

鹿毛敏夫

2015 「最末期の遣明船」村井章介他編『日明関係史研究入門』勉誠出版、105-110 頁。

栢原昌三

1914-1915 「日明勘合貿易に於ける細川大内二氏の抗争(①～⑤)」『史学雑誌』25-9・10・11、26-2・3。

笹山晴生・佐藤信・五味文彦・高埜利彦ほか

2016 『詳説日本史』山川出版社。

実教出版株式会社編修編

2014 『日本史 B—教授用指導書』実教出版。

田中健夫

1966 『増補 倭寇と勘合貿易』至文堂。

東京大学史料編纂所編

2014 『描かれた倭寇 「倭寇図巻」と「抗倭図巻」』吉川弘文館。

中島楽章

2011 「14-16 世紀,東アジア貿易秩序の変容と再編—朝貢体制から 1570 年システムへ」『社会経済史学』76-4、3-26 頁。

橋本雄

2014 「東アジア世界の変動と日本」大津透他編『岩波講座日本歴史 中世 3』岩波書店、39-76 頁。

山崎岳

2015 「寧波の乱」村井章介ほか編『日明関係史研究入門』勉誠出版、307-312 頁。

脇田修・大山喬平他

2014 『日本史 B』実教出版。

執筆分担

はじめに：八木

第1章：杜

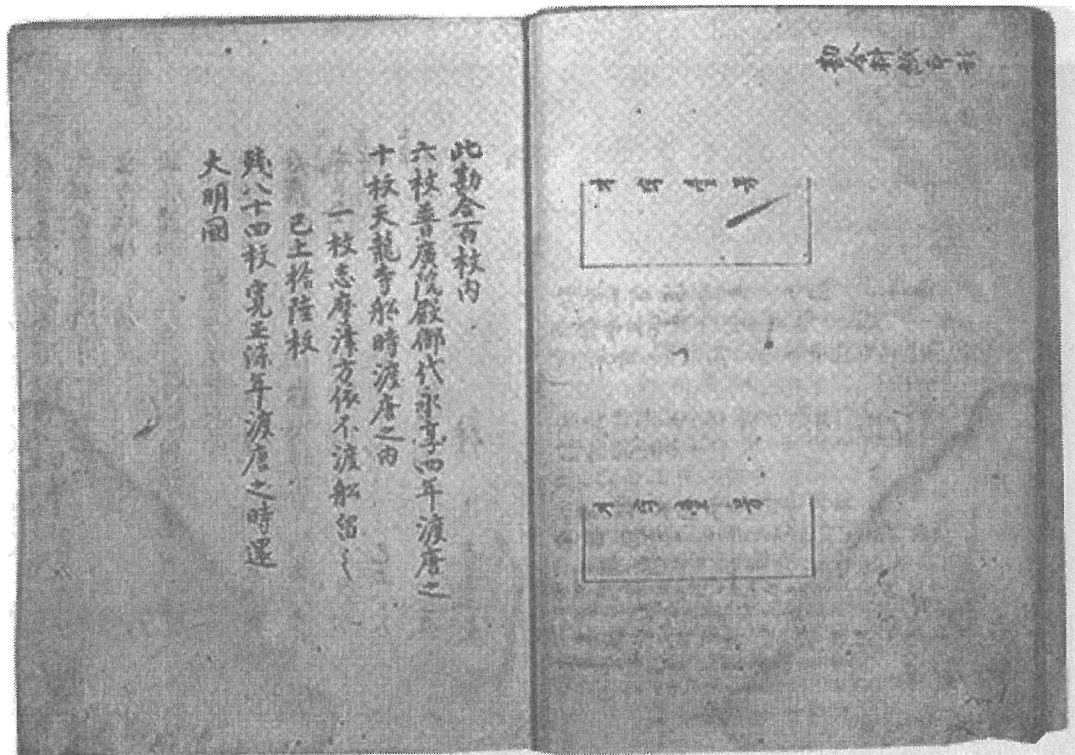
第2章：斉藤

第3章：八木

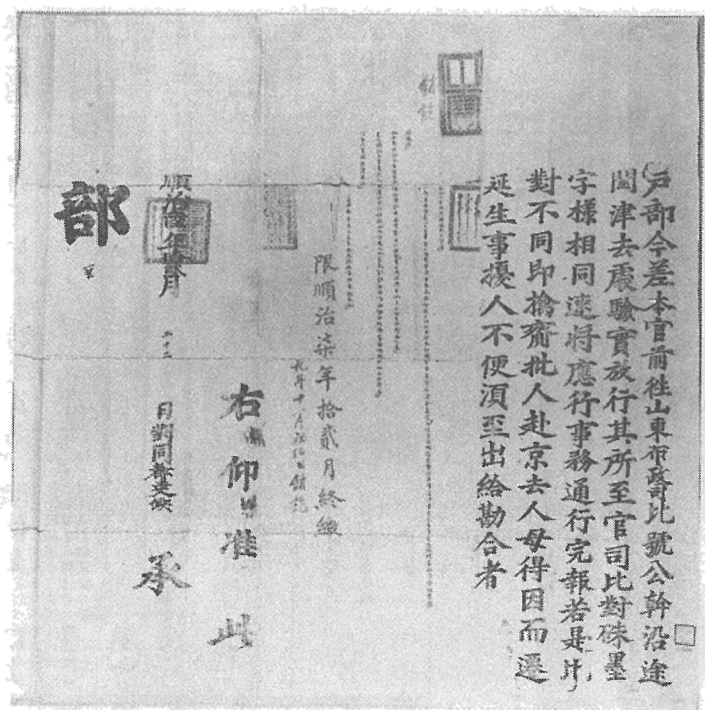
第4章：丸岡

おわりに：八木

[図1] 『戊子入明記』より「勘合料紙印形」(右ページ) ([橋本 2013、29 頁] より転載)

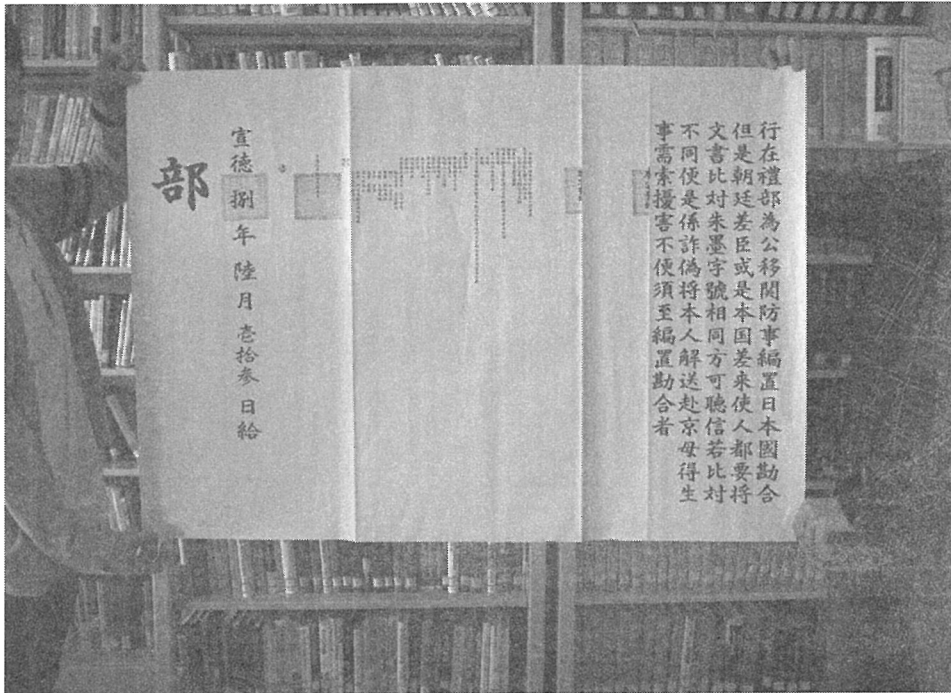


[図2] 清代に使用された「清朝戸部勘合」 ([橋本 2013、29 頁] より転載)



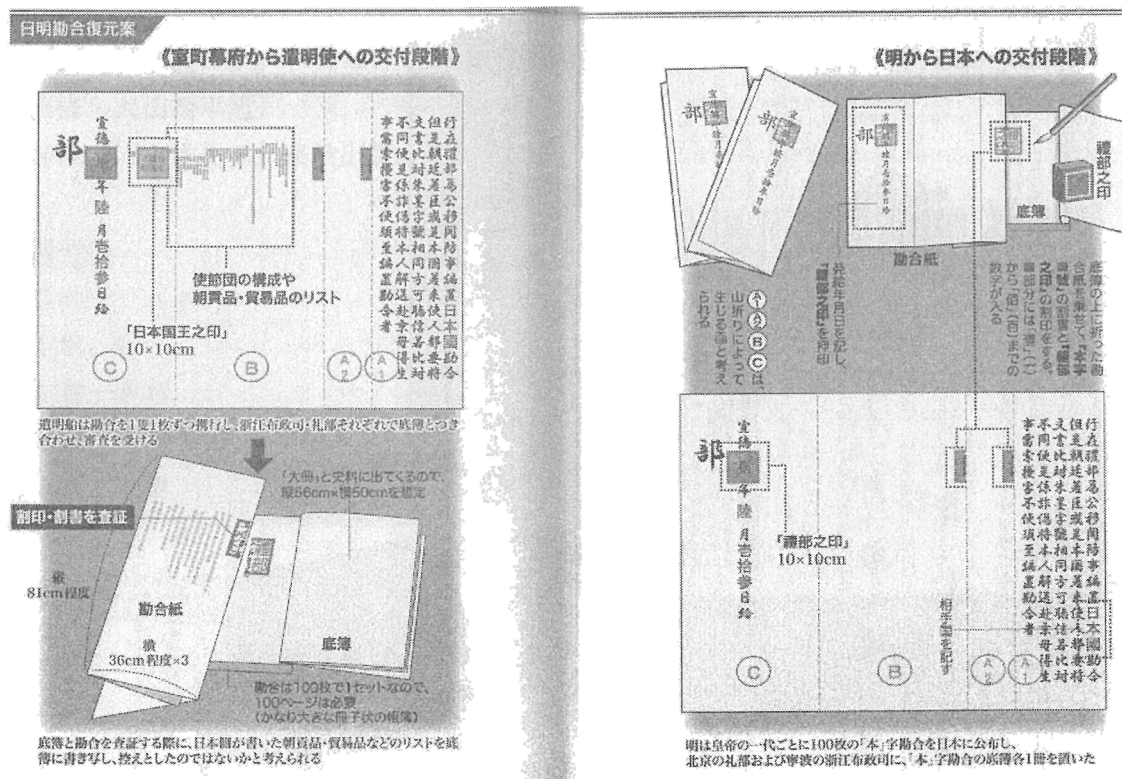
[図3] 橋本雄による宣徳本字勘合復元案

(<http://www.let.hokudai.ac.jp/staff/2-1-05/>より転載。2016年10月13日閲覧)



[図4] 日明勘合復元案 明から日本への交付段階・室町幕府から遣明使への交付段階

([橋本 2013、34-35 頁] より転載)



[図5] 足利義政による“鍊金術”の構造（[橋本 2014、58 頁] より転載）

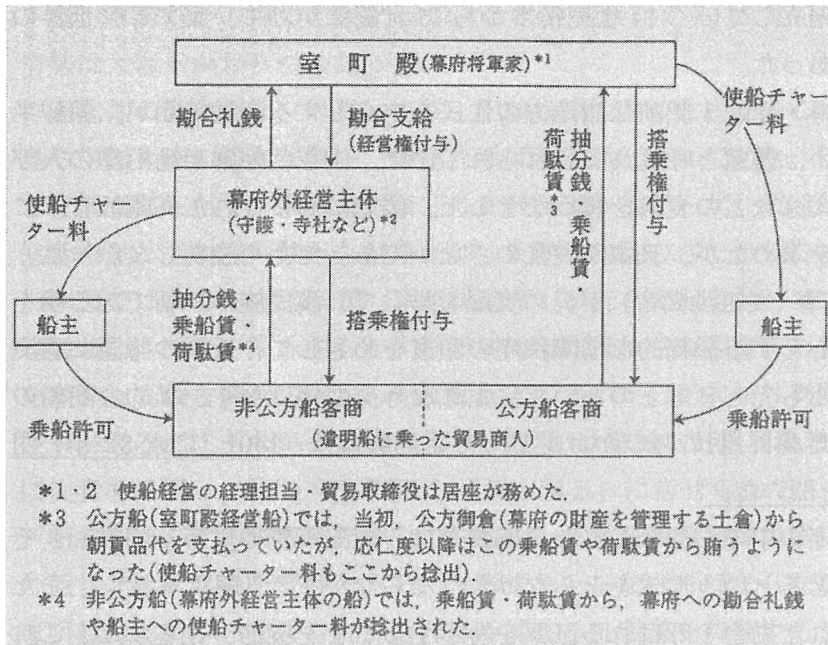
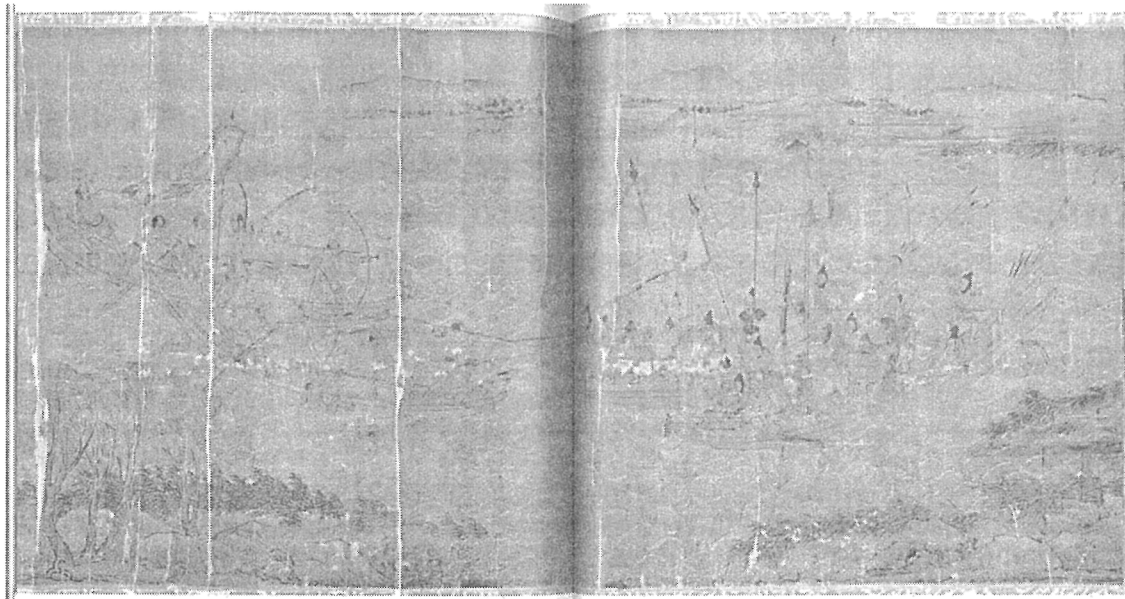


図6 「抗倭図巻」にみえる倭寇と明軍の海上戦闘の様子

([東京大学史料編纂所編 2014、48-49 頁] より転載)



参考資料：現行教科書—山川出版社『詳説日本史』127-128 頁（下線は本稿関係箇所）

室町幕府がその権力を確立していく 14 世紀後半から 15 世紀にかけて、東アジア世界の情勢は大きく変わりつつあった。

南北朝の動乱の頃、対馬・壱岐・肥前松浦地方の住民を中心とする海賊集団が、朝鮮半島や中国大陸の沿岸を襲い、倭寇と呼ばれて恐れられていた。倭寇は朝鮮半島沿岸の人びとを捕虜にしたり、米や大豆などの食料を奪うなどした。倭寇に悩まされた高麗は日本に使者を送って倭寇の禁止を求めたが、日本が内乱のさなかであったため成功しなかった。

中国では、1368 年朱元璋（太祖洪武帝）が元の支配を排して、漢民族の王朝である明を建国した。明は中国を中心とする伝統的な国際秩序の回復をめざして、近隣の諸国に通航を求めた。蒙古襲来ののちも元と日本とのあいだに正式な外交関係はなく、私的な商船の往来があるにすぎなかったが¹、明の呼びかけを知った足利義満は、1401（応永 8）年、明に使者²を派遣して国交を開いた。

明を中心とする国際秩序の中でおこなわれた日明貿易は、国王が明の皇帝へ朝貢し、その返礼として品物を受けとるという形式をとらなければならなかった（朝貢貿易）³。また遣明船は、明から交付された勘合と呼ばれる証票を持参することを義務づけられた。これにより、日明貿易を勘合貿易ともいう。

日明貿易は、4 代将軍足利義持が朝貢形式に反対して一時中断し、6 代将軍足利義教の時に再開された。朝貢形式の貿易は、滞在費・運搬費などすべて明側が負担したから、日本側の利益は大きく、とくに大量にもたらされた銅銭は、日本の貨幣流通に大きな影響を与えた⁴。

15 世紀後半、幕府の衰退とともに、貿易の実権はしだいに堺商人と結んだ細川氏や博多商人と結んだ大内氏の手に移った。細川氏と大内氏は激しく争って、1523（大永 3）年には寧波で衝突を引き起こした（寧波の乱）。そしてこの争いに勝った大内氏が貿易を独占したが、16 世紀半ばに大内氏の滅亡とともに勘合貿易も断絶した。これとともに、ふたたび倭寇の活動が活発となり⁵、豊臣秀吉が海賊取締令を出してこれを禁止するまで続いた。

¹ 足利尊氏・直義兄弟は夢窓疎石の勧めで、後醍醐天皇の冥福を祈るため天龍寺を建立しようとし、その造営費調達のために 1342（康永元）年天龍寺船を元に派遣した。これは、鎌倉幕府が 1325（正中 2）年建長寺修造の資金を得ようと元に派遣した建長寺船の先例にならったものである。また、1976（昭和 51）年に韓国新安沖で発見された沈没船（新安沈船）は、14 世紀前半に元から日本に向かう途中で遭難した貿易船と推定されている。

² この第 1 回遣明船の正使は義満の側近の僧の祖阿、副使は博多商人の肥富であった。

³ 国交を開くに当たり、義満は使者に国書をもたせて明に派遣し、明の皇帝から「日本国王源道義」（道義は義満の法号）あての返書と明の暦を与えられた。明は、倭寇対策として国王以外には貿易を認めない方針（海禁政策）をとったため、明との貿易には、明の皇帝から「国王」の称号を得ることが不可欠であった。以後、将軍から明の皇帝に送る公式文書には「日本国王臣源」と署名した。また、暦を受けとることは、服属を認める象徴的行為であった。

⁴ 日本からの輸出品は刀剣・槍・鎧などの武器・武具類、扇・屏風などの工芸品、銅・硫黄などの鉱産物であり、輸入品は銅銭のほか生糸・高級織物・陶磁器・書籍・書画などで、これらは唐物と呼ばれて珍重された。

⁵ 14 世紀に活動した前期倭寇に対し、この時期の倭寇を後期倭寇という。後期倭寇には、中国人などの密貿易者も多かった。彼らは、日本の銀と中国の生糸との交易をおこなうとともに、海賊として広い地域にわたって活動した。

改正案

室町幕府がその権力を確立していく14世紀後半から15世紀にかけて、東アジア世界の情勢は大きく変わりつつあった。

南北朝の動乱の頃、対馬・壱岐・肥前松浦地方の住民を中心とする海賊集団が、朝鮮半島や中国大陸の沿岸を襲い、倭寇と呼ばれて恐れられていた。倭寇は朝鮮半島沿岸の人びとを捕虜にしたり、米や大豆などの食料を奪うなどした。倭寇に悩まされた高麗は日本に使者を送って倭寇の禁止を求めたが、日本が内乱のさなかであったため成功しなかった。

中国では、1368年朱元璋（太祖洪武帝）が元の支配を排して、漢民族の王朝である明を建国した。明は中国を中心とする伝統的な国際秩序の回復をめざして、近隣の諸国に通航を求めた。蒙古襲来ののちも元と日本とのあいだに正式な外交関係はなく、私的な商船の往来があるにすぎなかったが¹、明の呼びかけを知った足利義満は、1401（応永8）年、明に使者を派遣し、1403年に明から「日本国王」に封ぜられた。

明を中心とする国際秩序の中でおこなわれた日明貿易は、国王が明の皇帝へ朝貢し、その返礼として品物を受けとるという形式をとらなければならなかった（朝貢貿易）²。また遣明船は、明から交付された勘合と呼ばれる証明書を持参することを義務づけられた。これにより、日明貿易を勘合貿易ともいう。

日明貿易は、4代将軍足利義持が朝貢形式に反対して一時中断し、6代将軍足利義教の時に再開された。朝貢形式の貿易は、滞在費・運搬費などすべて明側が負担したから、日本側の利益は大きく、とくに大量にもたらされた銅銭は、日本の貨幣流通に大きな影響を与えた³。

8代将軍足利義政の時に再び勘合貿易は盛んになるが、財政面の問題から大友氏や大内氏といった地方勢力によって遣明船が経営されるようになり、15世紀後半には外交・国内情勢から大内氏が貿易を独占することになった。大内氏滅亡によって勘合貿易は途絶えたが、入貢は認められないものの遣明船の派遣は行われ、倭寇と結びついた密貿易が行われるようになっていった。

¹ 足利尊氏・直義兄弟は夢窓疎石の勧めで、後醍醐天皇の冥福を祈るため天龍寺を建立しようとし、その造営費調達のために1342（康永元）年天龍寺船を元に派遣した。これは、鎌倉幕府が1325（正中2）年建長寺修造の資金を得ようと元に派遣した建長寺船の先例にならったものである。また、1976（昭和51）年に韓国新安沖で発見された沈没船（新安沈船）は、14世紀前半に元から日本に向かう途中で遭難した貿易船と推定されている。

² 国交を開くに当たり、義満は使者に国書をもたせて明に派遣し、明の皇帝から「日本国王源道義」（道義は義満の法号）あての返書と明の暦を与えられた。明は、倭寇対策として国王以外には貿易を認めない方針（海禁政策）をとったため、明との貿易には、明の皇帝から「国王」の称号を得ることが不可欠であった。以後、将軍から明の皇帝に送る公式文書には「日本国王臣源」と署名した。

³ 日本からの輸出品は刀剣・槍・鎧などの武器・武具類、扇・屏風などの工芸品、銅・硫黄などの鉱産物であり、輸入品は銅銭のほか生糸・高級織物・陶磁器・書籍・書画などで、これらは唐物と呼ばれて珍重された。